平成３０年（フ）第１１２号
京都府久世郡久御山町佐山中道39番地８、前住所徳島県阿波市阿波町善地142番地１
債務者　山口健太郎
１　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１２５号
京都市右京区鳴滝川西町39番地４
債務者　仲　　栄子
１　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３８号
高知県高岡郡梼原町飯母2863番地　飯母住宅２－２号、前住所高知市新本町２丁目１番１号　ＦＩＲＳＴＳＴＡＧＥ702号
債務者　尾﨑　泰三
１　決定年月日時　平成30年３月15日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成３０年（フ）第１３号
福岡県直方市大字頓野2307番地９　県住20―405号
債務者　鶴久美代子
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第９０号
栃木県足利市八幡町３丁目２番地18
破産者　株式会社ライク
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第２２４９号
札幌市北区屯田５条10丁目８番６号、商業登記簿上の本店所在地札幌市北区篠路町上篠路110番地119
破産者　ノーザンネット株式会社
１　決定年月日　平成30年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８５５号
埼玉県所沢市北有楽町20番８―106号ボナール所沢、開始決定時の住所東京都東村山市久米川町１丁目14番地35
破産者　野地　　隆
１　決定年月日　平成30年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９８３号
東京都東久留米市中央町４丁目１番27号
破産者　有限会社塩澤設備電工
１　決定年月日　平成30年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３６９号
東京都町田市東玉川学園２丁目13番24号
破産者　有限会社カネヤ
１　決定年月日　平成30年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４６２号
東京都三鷹市下連雀９丁目７番21―303号コートハウス三鷹
破産者　林　　宏
１　決定年月日　平成30年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２７４７号
横浜市緑区北八朔町1427番地
破産者　株式会社安達商店
１　決定年月日　平成30年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７４８号
横浜市港北区新横浜３―22―３クリオ新横浜壱番館303
破産者　株式会社東京ロール
１　決定年月日　平成30年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７５号
福井市舟橋新２丁目513番地
破産者　田中　希子
１　決定年月日　平成30年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４８号
福井県坂井市三国町三国東６丁目４番32号
破産者　株式会社クワバラ
１　決定年月日　平成30年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９９４号
名古屋市緑区鳴海町字山下108番地１
破産者　株式会社デルポ
１　決定年月日　平成30年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２１２号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字高前125番地１、商業登記簿上の本店所在地名古屋市西区長先町104番地
破産者　東モールド株式会社
１　決定年月日　平成30年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８６５号
名古屋市北区新堀町45番地の２
破産者　有限会社大熊商会
１　決定年月日　平成30年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９２号
神戸市中央区港島９丁目２番10
破産者　サン流通株式会社
１　決定年月日　平成30年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８２８号
神戸市東灘区深江本町１丁目６番16―403号
破産者　株式会社共栄建設社
１　決定年月日　平成30年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部